



平成 21 年 3 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社フォーサイド・ドット・コム
代表者名 代表取締役 安嶋 幸直
(J A S D A Q • コード 2 3 3 0)
問合せ先 執行役員経理部長 飯田 潔
電話 0 3 - 5 3 3 9 - 5 2 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 27 日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月 31 日開催予定の当社第 9 回定期株主総会に下記のとおり定款の変更を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 平成 18 年 5 月 1 日施行の「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)により端株制度が廃止され、同法施行時における当社の端株は「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) 第 86 条第 1 項により、経過措置として現存しておりました。平成 19 年 11 月 19 日開催の取締役会決議による自己株式の消却により端株の全てが消滅し、端株に関する一切の規定が不要となるため、規定の削除等、所要の変更を次のとおり行うものであります。
 - ① 自己株式の消却による端株の消滅により、端株の存在を前提とした規定が不要となるため、現行定款「第 9 条 (端株の買増請求)」を削除するものであります。
 - ② 前号に同じく、端株の存在を前提とした規定が不要となるため、現行定款「第 11 条 (株主名簿管理人) 第 3 項」、「第 12 条 (基準日) 第 2 項」及び「第 37 条 (剰余金の配当等) 第 1 項」それぞれの「端株原簿」及び「端株主」の文言を削除するものであります。
 - ③ その他、条文の削除に伴い、条数の調整を行う等、規定の整備を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます)が平成 21 年 1 月 5 日より施行となり、上場会社の株式は振替株式へと変更された(いわゆる「株券電子化」をいいます)ことから、株券の存在を前提とした規定の削除等、所要の変更を次のとおり行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日において「株券を発行する旨の定款の定め」を設けている株式の発行者は、その株式につき、施行日を効力発生日とする「株券を発行する旨の定款の定め」を廃止する定款変更の決議をしたものとみなされることから、現行定款「第 7 条 (株券の発行)」を削除するものであります。
 - ② 前号に同じく、株券電子化により株券は無効となり、株券喪失登録簿に関する規定が不要となるため、現行定款「第 11 条 (株主名簿管理人) 第 3 項」の「株券喪失登録簿」の文言を削除するものであります。なお、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日(平成 21 年 1 月 5 日)の翌日から起算して一年経過する日までこれを作成して備え置かなければなりません。

ればならないことから、附則第2条及び同第3条に所要の規定を設けるものであります。

- ③ 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)は廃止され、実質株主に関する規定が不要となるため、現行定款「第10条(株式取扱規程)」、「第11条(株主名簿管理人)第3項」及び「第12条(基準日)第1項」それぞれの「(実質株主を含む。以下同じ。)」及び「(実質株主名簿を含む。以下同じ。)」の文言を削除するものであります。
- ④ その他、条文の削除に伴い、条数の調整を行う等、規定の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

変更前	変更後
<p>第2章 株式及び端株 (株券の発行)</p> <p><u>第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</u> (自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条 (条文省略)</u> (端株の買増請求)</p> <p><u>第9条 端株を有する株主は、その端株と併せて1株となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を当会社に請求(以下「買増請求」という。)することができる。</u></p> <p>② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)の権利行使、株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>第2章 株式 (削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条 (現行どおり)</u> (削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第8条 当会社の株主の権利行使、株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当会社の株主名簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。</p>
<p>(基準日)</p> <p><u>第12条 当会社は、毎年12月31日現在の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とみなす。</u></p>	<p>(基準日)</p> <p><u>第10条 当会社は、毎年12月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とみなす。</u></p>
変更前	変更後

<p>② 前項のほか、株主、登録株式質権者又は端株主として権利を行使すべきものを定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p><u>第 13 条～第 36 条</u> (条文省略) (剩余金の配当等)</p> <p><u>第 37 条</u> 剩余金の配当は、毎年 12 月 31 日現在の株主名簿に記載又は記録された株主、登録株式質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して行う。</p> <p>② 当会社は、中間配当として、毎年 6 月 30 日を基準日とする剩余金の配当を行うことができる。</p> <p>③ 当会社は、前 2 項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。</p> <p>④ 当会社は、取締役会の決議をもって会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる剩余金の配当等に関する事項を定めることができる。</p> <p>⑤ 当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によっては、前項に掲げる事項を定めない。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第 38 条</u> (条文省略) 附則 第 1 条 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行日前に支払を開始した利益配当金及び中間配当金については、変更前の第 35 条の定めに従う。なお、本附則は、上記利益配当金及び中間配当金の全てについて、その支払又は除斥期間が経過した場合には、これを削除する。</p>	<p>② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべきものを定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p><u>第 11 条～第 34 条</u> (現行どおり) (剩余金の配当等)</p> <p><u>第 35 条</u> 剩余金の配当は、毎年 12 月 31 日現在の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。</p> <p>② 当会社は、中間配当として、毎年 6 月 30 日を基準日とする剩余金の配当を行うことができる。</p> <p>③ 当会社は、前 2 項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。</p> <p>④ 当会社は、取締役会の決議をもって会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる剩余金の配当等に関する事項を定めることができる。</p> <p>⑤ 当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によっては、前項に掲げる事項を定めない。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第 36 条</u> (現行どおり) 附則 第 1 条 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行日前に支払を開始した利益配当金及び中間配当金については、変更前の第 38 条の定めに従う。なお、本附則は、上記利益配当金及び中間配当金の全てについて、その支払又は除斥期間が経過した場合には、これを削除する。</p> <p><u>第 2 条</u> <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備え置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては、取扱わない。</u></p> <p><u>第 3 条</u> <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除する。</u></p>
--	---

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 21 年 3 月 31 日 (火)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 3 月 31 日 (火)

以上